

沖縄県立宜野座高等学校 部活動等の在り方に関する方針【運動部活動】

〔運動部活動基本方針〕

本方針は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」に則り、本改訂版、本取組を参考に、持続可能な運動・文化部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質向上等に取り組む。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 適切な運営のために

- (1) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
- (2) 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行っているか、教師の負担が過度となっていないか等について確認し、適宜、指導者に対して、指導・是正を行う。
- (4) 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長へ提出する。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動のために

(1) 適切な指導の実施

- ①校長、運動部顧問及び指導者は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ア) 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - イ) 生徒の安全が確保できない場合、活動の中止や計画を見直す等、適切に対応する。
 - ウ) 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
 - エ) 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
 - オ) 運動部活動では、肉体的、精神的な負担や厳しい指導と体罰等の禁止事項に該当する指導をしっかりと区別して行う。
- ②運動部顧問は、トレーニング効果を得るためには休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等、スポーツ医・科学の視点を基

にした指導を行う。

- ア) 生徒の体力の向上や生涯を通してスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
- イ) 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に取り入れ、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ) 保健体育担当の教職員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に配慮した指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及活動

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、上記2の(1)に基づいた指導を行う。

3 運動部活動の休養日及び活動時間

(1) 学期中の活動

学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)は少なくとも1日以上を休養日とする。強化期間として休養日に活動する場合は、校長の許可を得る。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

(2) 長期休業期間中の活動

長期休業期間中の活動は、学期中の活動に準ずる。長期休業期間中にある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(3) 活動時間

1日の活動時間は、原則として夏季(4月～10月)は19:30、冬季(11月～3月)は19:00までの2時間程度とする。但し、週末を含め学校の休業日は、3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) その他

部活動は定期考査前の4日間、及び考査期間中は原則として認めない。定期考査後1週間以内に対外試合、発表会等、特別な理由がある場合には、校長許可の下、2時間以内に限り活動することができる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。
- (2) 生徒のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域が協働した形での地域におけるスポーツ環境の整備に努める。
- (3) 学校は、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、これらの取り組みを推進することについて、関係者並びに保護者の理解と協力を促す。

5 校内相談体制の整備

- (1) 校長は、部活動に関する相談体制を整備し、教頭を相談窓口とすることを指導者、部員、保護者等へ周知する。(相談内容は、活動計画に関する事、指導者等による暴

- 力・暴言・ハラスメントに関する事及び部員同士のいじめ等に関する事等)
- (2) 学校は、指導者等による暴力・暴言・ハラスメント等、あるいは、部員同士によるいじめ等と疑われる事案があった場合には、実態把握に努め、県教育委員会及び保護者と連携し、問題の解決に取り組む。

上記方針は令和元年9月1日より実施する
令和6年5月15日一部挿入（5校内相談体制の整備）

沖縄県立宜野座高等学校 部活動等の在り方に関する方針【文化部活動】

〔文化系部活動基本方針〕

本方針は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」に則り、本改訂版、本取組を参考に、持続可能な運動・文化部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質向上等に取り組む。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 適切な運営のために

- (1) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
- (2) 校長は文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導者に対して、指導・是正を行う。
- (4) 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長へ提出する。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動のために

(1) 適切な指導の実施

①校長及び文化部顧問の指導者は文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

ア) 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る。

イ) 生徒の安全が確保できない場合、活動の中止や計画を見直す等、適切に対応する。

ウ) 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。

②文化部顧問は、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等、効果的な指導を行う。

ア) 生徒の芸術文化等お能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。

イ) 技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標が達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ) 保健体育担当の教職員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に配慮した指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

文化部顧問は、各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、上記2の(1)に基づいた指導を行う。

3 文化部活動の休養日及び活動時間

(1) 学期中の活動

学期中は、原則として週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)は少なくとも1日以上を休養日とする。強化期間として休養日に活動する場合は、校長の許可を得る。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

(2) 長期休業期間中の活動

長期休業期間中の活動は、学期中の活動に準ずる。長期休業期間中にある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(3) 活動時間

1日の活動時間は、原則として夏季(4月～10月)は19:30、冬季(11月～3月)は19:00までの2時間程度とする。但し、週末を含め学校の休業日は、3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) その他

部活動は定期考査前の4日間、及び考査期間中は原則として認めない。定期考査後1週間以内に対外試合、発表会等、特別な理由がある場合には、校長許可の下、2時間以内に限り活動することができる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

(2) 生徒の芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域が協働した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備に努める。

(3) 学校は、教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実に支援するパートナーという考え方の下で、これらの取り組みを推進することについて、関係者並びに保護者の理解と協力を促す。

5 校内相談体制の整備

(1) 校長は、部活動に関する相談体制を整備し、教頭を相談窓口とすることを指導者、部員、保護者等へ周知する。(相談内容は、活動計画に関すること、指導者等による暴

- 力・暴言・ハラスメントに関する事及び部員同士のいじめ等に関する事等)
- (2) 学校は、指導者等による暴力・暴言・ハラスメント等、あるいは、部員同士によるいじめ等と疑われる事案があった場合には、実態把握に努め、県教育委員会及び保護者と連携し、問題の解決に取り組む。

上記方針は令和元年9月1日より実施する
令和6年5月15日一部挿入（5校内相談体制の整備）